

土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準の一部を改正する件（案）の概要

令和 8 年 9 月
環境省水・大気環境局

1. 改正の経緯・背景

- 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）については、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号）附則第 7 条において、同法の施行後 5 年を経過した場合に、法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。これを踏まえ、中央環境審議会において、令和 6 年 9 月から今後の土壌汚染対策の在り方について検討が行われている。
- 法第 11 条第 2 項に規定する形質変更時要届出区域については、土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が帯水層に接することで新たな環境リスクを生じさせるおそれがないようにするため、土地の形質の変更の施行方法が環境大臣が定める基準に適合することとされている。
- この点、中央環境審議会において、当該環境大臣が定める施行方法の基準等に関し、以下の事項が指摘されている。
 - ・現行制度による施行方法に限らずとも、土地の形質の変更が終了するまでの間、地下水の水質の監視を行うことで、汚染の拡散による新たな環境リスクが生じていないことを確認できること。
 - ・最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合において、汚染の拡散を防止できる施行方法にもかかわらず、現行の施行方法の基準の要件では、基準に適合した施行方法として認められない事例があること。
- このため、中央環境審議会における検討状況を踏まえ、当該環境大臣が定める施行方法の基準について、的確な土壌汚染対策に見直すべく、所要の改正を行うものである。

2. 改正の内容

- 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準（平成 31 年環境省告示第 5 号）において、形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法として、新たに次の号を定める。

三 形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の方法は、次のイ及びロのいずれにも該当することとする。

イ 土地の形質の変更（ロに掲げる場合を除く。）の方法は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法とすること。

(1) 次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する方法

(イ) 土地の形質の変更に着手する前に又は土地の形質の変更と一体とし

て、当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壌の下にある準不透水層であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の構造物を設置する等により遮水すること。

(ロ) 土地の形質の変更が終了するまでの間、(イ)の構造物により囲まれた範囲の土地の地下水位が当該構造物を設置する前の地下水位を超えないようにすること。

(2) 次の(イ)及び(ロ)の措置により地下水の水質を監視する方法

(イ) 当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井を設け、1月に1回以上定期的に地下水を採取し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を規則第6条第2項第2号の環境大臣が定める方法により測定すること。

(ロ) (イ)の測定の結果、地下水汚染が当該土地の形質の変更の範囲の土地の区域外に拡大していると認められる場合には、当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。

ロ 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合には、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する方法

(1) イ(1)に該当する方法

(2) 土地の形質の変更を行う準不透水層より浅い位置にある帯水層内の基準不適合土壌又は特定有害物質が当該準不透水層より深い位置にある帯水層に流出することを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層までの土地の形質の変更が終了した時点で、当該土地の形質の変更が行われた準不透水層が本来の遮水の効力を回復すること。

3. 公布・施行日

公 布 : 令和8年11月下旬(予定)

施 行 : 令和9年4月1日(予定)

土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準の一部を改正する件（案）の概要

令和8年9月
環境省水・大気環境局

1. 改正の経緯・背景

- 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）については、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）附則第7条において、同法の施行後5年を経過した場合に、法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。これを踏まえ、中央環境審議会において、令和6年9月から今後の土壤汚染対策の在り方について検討が行われている。
 - 法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域については、土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が帯水層に接することで新たな環境リスクを生じさせるおそれがないようにするため、土地の形質の変更の施行方法が環境大臣が定める基準に適合することとされている。
 - この点、中央環境審議会において、当該環境大臣が定める施行方法の基準等に関し、以下の事項が指摘されている。
 - ・ 現行制度による施行方法に限らずとも、土地の形質の変更が終了するまでの間、地下水の水質の監視を行うことで、汚染の拡散による新たな環境リスクが生じていないことを確認できること。
 - ・ 埋立地管理区域※を含む臨海部の土地では、一般の居住者による地下水の飲用がない土地が多く存在すると考えられるため、水道水の水質基準と同程度である地下水基準ではなく、目安となる適切な基準を設けて管理すべきであること。
- ※形質変更時要届出区域であって、当該形質変更時要届出区域内の土地が公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「施行規則」という。）第58条第5項第12号）。
- ・ 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合において、汚染の拡散を防止できる施行方法にもかかわらず、現行の施行方法の基準の要件では、基準に適合した施行方法として認められない事例があること。
- このため、中央環境審議会における検討状況を踏まえ、施行規則第58条第5項第12号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準（平成23年環境省告示第54号）について、的確な土壤汚染対策に見直すべく、所要の改正を行うものである。

2. 改正の内容

- 施行規則第58条第5項第12号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準（平成23年環境省告示第54号）について、以下のとおり改正を行う。

(1) 埋立地管理区域内において最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合について下表に掲げる改正を行う。

対象となる土地の形質の変更	改正後の基準	現行の基準
最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合	<u>次のイ又はロのいずれかの方法とすること。</u> <u>イ 次のいずれにも該当する方法</u> (1) <u>地下水の水質を監視すること</u> (2) <u>形質変更終了後、準不透水層の遮水効力を回復すること</u> <u>ロ 次のいずれにも該当する方法</u> (1) <u>土地の形質の変更に着手する前に又は土地の形質の変更と一体として、当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壌の下にある準不透水層であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の構造物を設置する等により遮水すること。</u> (略)	次のいずれにも該当する方法 <u>イ 土地の形質の変更に着手する前に、当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壌の下にある準不透水層であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。</u> (略)

(2) 埋立地管理区域内で地下水の水質を監視しながら土地の形質の変更を行う場合について、現行では地下水基準を用いて監視を行っているところ、新たに下表に掲げる管理値を定めることとする。

物質名	管理値	物質名	管理値
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	セレン及びその化合物	0.1 mg/L

六価クロム化合物	0.2 mg/L	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
クロロエチレン	0.02 mg/L	チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L	トリクロロエチレン	0.1 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L	鉛及びその化合物	0.1 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	砒素及びその化合物	0.1 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	ふっ素及びその化合物	15 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	ベンゼン	0.1 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	ほう素及びその化合物	230 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	PCB	0.003 mg/L
水銀及びその化合物	0.005 mg/L 及びアルキル水銀が 検出されないこと	有機りん化合物	1 mg/L

3. 公布・施行日

公 布 : 令和8年11月下旬(予定)

施 行 : 令和9年4月1日(予定)

要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法の一部を改正する件（案）の概要

令和8年9月
環境省水・大気環境局

1. 改正の経緯・背景

- 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）については、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）附則第7条において、同法の施行後5年を経過した場合に、法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。これを踏まえ、中央環境審議会において、令和6年9月から今後の土壌汚染対策の在り方について検討が行われている。
- 法第7条第1項第1号に規定する実施措置は、法第7条第4項に規定する技術的基準に基づき、要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合、環境大臣が定める方法により当該土壌の特定有害物質による汚染状態を調査し、把握することとされている（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「施行規則」という。）第40条第2項第3号）。
- この点、中央環境審議会において、土壌汚染状況調査等の結果から汚染がないと判断された土壌を要措置区域に搬入するような場合でも全特定有害物質の分析が必要であり、速やかな実施措置の実施に影響を及ぼす場合があることが指摘され、搬入土壌の調査方法の見直しが求められている。
- このため、当該検討状況を踏まえ、要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法について、所要の改正を行うものである。

2. 改正の内容

- 要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法（平成31年環境省告示第6号）について、次に掲げる土壌を試料採取等の対象としないことができるものとする。
 - ・ 指定調査機関に法第3条第1項に定める方法による調査をさせた結果、施行規則第3条第1項の規定により把握した情報により、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌が存在するおそれがないと認められる土地（施行規則第3条の2第1号）に該当する土地の土壌
 - ・ 指定調査機関に法第3条第1項に定める方法による調査をさせた結果、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していると認められた土地の土壌
 - ・ 土壌の販売を業とする者が販売している土壌（計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量証明事業者による土壌中の全特定有害物質の濃度の計量証明から、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していることが確認できるものに限る。）

3. 公布・施行日

公 布　： 令和8年11月下旬（予定）
施 行　： 令和9年4月1日（予定）